

第 5200 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月 6日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外財産の申告漏れ

Q：国外財産調書の提出をしなかった場合に申告漏れがあるとペナルティがあるそうですが、どのような所得の漏れが対象になるのでしょうか？

A：次の所得が対象になります。

【解説】

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合や提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合において、その国外財産に関する所得税等の申告漏れがあるときは、その国外財産に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されることとなっています。この場合の国外財産に関する所得税等とは、次の所得に対する所得税等とされています。

- ① 国外財産から生じる利子所得又は配当所得
- ② 国外財産の貸付け又は譲渡による所得
- ③ 国外財産がストックオプション等である場合におけるその権利の行使による株式の取得に係る所得
- ④ 国外財産が生命保険契約等に関する権利である場合におけるその生命保険契約等に基づき支払いを受ける一時金又は年金に係る所得
- ⑤ 国外財産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに類するもの（特許権等）である場合におけるその特許権等の使用に係る所得
- ⑥ 上記①から⑤までの所得のほか、国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得

